

町田市立図書館設置条例(昭和33年10月町田市条例第49号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、町田市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

(令3条例42・一部改正)

(事業)

第3条 図書館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第3条に規定する事項に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 図書館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持及び管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する業務

(指定管理者の指定等)

第6条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、図書館の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) これまでの実績から施設等の管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。
- (2) 前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。
- (3) 前条に規定する業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

第7条 削除

(令4条例43)

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。
- (2) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) 第6条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

(開館時間及び休館日)

第9条 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、指定管理者が開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令3条例42・一部改正)

(入館の制限)

第10条 教育委員会又は指定管理者は、図書館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(令3条例42・旧第11条繰上)

(損害賠償)

第11条 施設等を損傷し、又は図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。)を亡失し、滅失し、若しくは損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を免除し、又はその額を減額することができる。

(令3条例42・旧第12条繰上)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

(令3条例42・旧第13条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(町田市鶴川緑の交流館条例の一部改正)

2 町田市鶴川緑の交流館条例(平成23年6月町田市条例第23号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(町田市立鶴川駅前図書館) 第20条 第2条第2号の町田市立鶴川駅前図書館の設置及び運営については、 <u>町田市立図書館条例(令和3年3月町田市条例第15号)</u> の定めるところによる。	(町田市立鶴川駅前図書館) 第20条 第2条第2号の町田市立鶴川駅前図書館の設置及び運営については、 <u>町田市立図書館設置条例(昭和33年10月町田市条例第49号)</u> の定めるところによる。

附 則(令和3年12月28日条例第42号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和4年12月28日条例第43号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。
別表第1(第2条関係)
(令3条例42・旧別表・一部改正)

名称	位置
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目2番9号
町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目13番23号
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目7番地2
町田市立金森図書館	町田市金森東三丁目5番1号
町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町2, 160番地
町田市立堺図書館	町田市相原町795番地1
町田市立鶴川駅前図書館	町田市能ヶ谷一丁目2番1号
町田市立忠生図書館	町田市忠生三丁目14番地2

別表第2(第9条関係)
(令3条例42・追加)

区分	開館時間	休館日
町田市立中央図書館	午前10時から午後8時(木曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては、午後5時)まで	(1)月曜日(休日を除く。) (2)毎月の第2木曜日(その日が休日となるときは、その翌日) (3)1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
町田市立さるびあ図書館		
町田市立鶴川図書館		
町田市立金森図書館		
町田市立木曽山崎図書館		
町田市立堺図書館		
町田市立忠生図書館		
町田市立鶴川駅前図書館	午前9時30分から午後8時(土曜日、日曜日及び休日(以下「休日」という。)にあっては、午後6時)まで	(1)毎月の第1月曜日及び第3月曜日(いずれも休日を除く。) (2)1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで